SSBJ

第 20 回サステナビリティ基準委員会

資料番号　審議事項 A2-1

日付　2023 年 9 月 5 日

プロジェクト　IFRS S2 号に相当する基準の開発

項目　範囲

本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。

2. 本資料は、日本版 S2 基準における**範囲**に関する定めについて検討することを目的としている。

事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 10 項参照）。

日本版 S2 基準において、IFRS S2 号の定めを取り入れ、次のことを定める。

(1) 日本版 S2 基準は、企業がさらされている気候関連のリスク（気候関連の物理的リスクと気候関連の移行リスクを含む。）及び企業が利用可能な気候関連の機会に適用する。

(2) 「気候関連のリスク」について、「気候変動が企業に与える、潜在的なネガティブな影響をいう。これらのリスクは、気候関連の物理的リスク及び気候関連の移行リスクに分類される」と定義する。

(3) 「気候関連の物理的リスク」とは、「気候変動によりもたらされるリスクで、事象を契機とすることがあるもの（急性の物理的リスク）又は気候パターンの長期的な変化によるもの（慢性の物理的リスク）をいう」と定義する。

(4) 「気候関連の移行リスク」について、「低炭素経済に移行する取組みから生じるリスクをいう。移行リスクには、政策、法律、技術、市場及び風評リスクが含まれる」と定義する。

(5) 「気候関連の機会」について、「企業にとっての、気候変動から生じる潜在的なポジティブな影響をいう」と定義する。

ISSB 基準の理解

4. IFRS S2 号では、基準の目的に関連する用語として、「気候関連のリスク及び機会」、「気候関連の物理的リスク」及び「気候関連の移行リスク」について、次のように定めている（和訳は事務局による仮訳。以下同じ）。

climate-related risks and opportunities

Climate-related risks refers to the potential negative effects of climate change on an entity. These risks are categorised as climate-related physical risks and climate-related transition risks.

Climate-related opportunities refers to the potential positive effects arising from climate change for an entity. Efforts to mitigate and adapt to climate change can produce climate-related opportunities for an entity.

気候関連のリスク及び機会

気候関連のリスクとは、気候変動が企業に与える、潜在的なネガティブな影響をいう。これらのリスクは、気候関連の物理的リスク及び気候関連の移行リスクに分類される。

気候関連の機会とは、企業にとっての、気候変動から生じる潜在的なポジティブな影響をいう。気候変動を緩和し適応するための取組みは、企業に気候関連の機会を生み出すことがある。

climate-related physical risks

Risks resulting from climate change that can be event-driven (acute physical risk) or from longer-term shifts in climatic patterns (chronic physical risk). Acute physical risks arise from weather-related events such as storms, floods, drought or heatwaves, which are increasing in severity and frequency. Chronic physical risks arise from longer-term shifts in climatic patterns including changes in precipitation and temperature which could lead to sea level rise, reduced water availability, biodiversity loss and changes in soil productivity.

These risks could carry financial implications for an entity, such as costs resulting from direct damage to assets or indirect effects of supply-chain disruption. The entity's financial performance could also be affected by changes in water availability, sourcing and quality; and extreme temperature changes affecting the entity's premises, operations, supply chains, transportation needs and employee health and safety.

気候関連の物理的リスク

気候変動からもたらされるリスクで、事象を契機とすることがあるもの（急性の物理的リスク）又は気候パターンの長期的な変化によるもの（慢性の物理的リスク）。急性の物理的リスクは、嵐、洪水、干ばつ又は熱波などの気象関連の事象から生じ、深刻さ及び頻度が増大しているものである。慢性の物理的リスクは、海面上昇、水の利用可能性の低下、生物多様性の喪失及び土壌の生産性の変化をもたらす可能性がある、降水量及び気温の変化を含む気候パターンの長期的な変化から生じる。

これらのリスクは、資産への直接的な損害又はサプライチェーンの混乱による間接的な影響の結果として生じるコストなど、企業に財務的影響を与える可能性がある。また、企業の財務業績は、水の利用可能性、調達及び品質の変化により影響を受ける可能性があり、また、企業の施設、事業、サプライチェーン、輸送ニーズ並びに従業員の健康及び安全に影響を与える極端な気温の変化によっても影響を受ける可能性がある。

climate-related transition risks

Risks that arise from efforts to transition to a lower-carbon economy. Transition risks include policy, legal, technological, market and reputational risks. These risks could carry financial implications for an entity, such as increased operating costs or asset impairment due to new or

amended climate-related regulations. The entity's financial performance could also be affected by shifting consumer demands and the development and deployment of new technology.

気候関連の移行リスク

低炭素経済に移行する取組みから生じるリスク。移行リスクには、政策、法律、技術、市場及び風評リスクが含まれる。これらのリスクは、新たな又は修正された気候関連の規制による事業コストの増加又は資産の減損など、企業にとって財務的影響をもたらす可能性がある。また、企業の財務業績は、顧客の需要の変化並びに新たな技術の開発及び導入により影響を受ける可能性がある。

5. IFRS S2 号では、IFRS S2 号が適用される範囲について、次のように定めている。

3 This Standard applies to:

(a) climate-related risks to which the entity is exposed, which are:

(i) climate-related physical risks; and

(ii) climate-related transition risks; and

(b) climate-related opportunities available to the entity.

本基準は、次のすべてに適用される。

(a) 企業がさらされている気候関連のリスク。すなわち、次のすべてをいう。

(i) 気候関連の物理的リスク

(ii) 気候関連の移行リスク

(b) 企業が利用可能な気候関連の機会

事務局による分析

（用語の定義：気候関連のリスク及び機会）

6. 気候関連のリスク及び機会に関する用語の定義は、気候関連財務開示タスクフォース（TCFD）の提言におけるこれらの用語の定義と概ね整合していると考えられるが、日本版 S2 基準を開発するにあたり、これらについて特段の論点は認識していない。

7. 当委員会が開発するサステナビリティ開示基準については、国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとするため、原則として国際的な基準の定めを取り入れることとしている。一方で、IFRS S2 号の気候関連のリスク及び機会に関する定義は、定義以外の説明も含まれていると考えられる。

8. このため、気候関連のリスク及び機会に関する用語の定義については、IFRS S2 号の定めのうち、必要最小限の定義部分のみを日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる。

（日本版 S2 基準の範囲）

9. IFRS S2 号が適用される範囲は、気候関連のリスク及び機会であると考えられるが、日本版 S2 基準を開発するにあたり、これらについて特段の論点は認識していない。このため、範囲に関しても、IFRS S2 号の定めをそのまま取り入れることが考えられる。

（事務局による提案）

10. 日本版 S2 基準において、IFRS S2 号の定めを取り入れ、次のことを定めることが考えられるがどうか。

(1) 日本版 S2 基準は、企業がさらされている気候関連のリスク（気候関連の物理的リスクと気候関連の移行リスクを含む。）及び企業が利用可能な気候関連の機会に適用する。

(2) 「気候関連のリスク」について、「気候変動が企業に与える、潜在的なネガティブな影響をいう。これらのリスクは、気候関連の物理的リスク及び気候関連の移行リスクに分類される」と定義する。

(3) 「気候関連の物理的リスク」とは、「気候変動によりもたらされるリスクで、事象を契機とすることがあるもの（急性の物理的リスク）又は気候パターンの長期的な変化によるもの（慢性の物理的リスク）をいう」と定義する。

(4) 「気候関連の移行リスク」について、「低炭素経済に移行する取組みから生じるリスクをいう。移行リスクには、政策、法律、技術、市場及び風評リスクが含まれる」と定義する。

(5) 「気候関連の機会」について、「企業にとっての、気候変動から生じる潜在的なポジティブな影響をいう」と定義する。

文案

11. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S2 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

（HP では非公表）

ディスカッション・ポイント

① 日本版 S2 基準において次のことを定めるという事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

(1) 日本版 S2 基準は、企業がさらされている気候関連のリスク（気候関連の物理的リスクと気候関連の移行リスクを含む。）及び企業が利用可能な気候関連の機会に適用する。

(2) 「気候関連のリスク」について、「気候変動が企業に与える、潜在的なネガティブな影響をいう。これらのリスクは、気候関連の物理的リスク及び気候関連の移行リスクに分類される」と定義する。

(3) 「気候関連の物理的リスク」とは、「気候変動によりもたらされるリスクで、事象を契機とすることがあるもの（急性の物理的リスク）又は気候パターンの長期的な変化によるもの（慢性の物理的リスク）をいう」と定義する。

(4) 「気候関連の移行リスク」について、「低炭素経済に移行する取組みから生じるリスクをいう。移行リスクには、政策、法律、技術、市場及び風評リスクが含まれる」と定義する。

(5) 「気候関連の機会」について、「企業にとっての、気候変動から生じる潜在的なポジティブな影響をいう」と定義する。

② 日本版 S2 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。

③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以　上